

改 正 案	現 行
<p>(総トン数) 第一条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第九十七条第三項の規定を適用する場合には、おける総トン数は、船舶のトン数の測度に関する法律(昭和五十五年法律第四十号。以下「トン数法」という。)第五条第一項の総トン数とする。</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、第四百四十四条、第四百四十六条の十二から第四百四十六条の十六まで、第四百四十六条の二十から第四百四十六条の二十七まで、第四百四十六条の二十九、第四百四十六条の三十及び第四百四十六条の四十三の規定を適用する場合には、おける総トン数は、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める総トン数とする。</p> <p>一 トン数法第八条第一項の国際トン数証書又は同条第七項の国際トン数確認書の交付を受けている日本船舶 トン数法第四条第一項の国際総トン数</p> <p>二 四 (略)</p> <p>第九十七条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 前二項ノ規定ニ拘ラズ水中翼船ノ客席ハ寝台、坐席及立席ト為スコトヲ得ズ</p> <p>④ 第一項及第二項ノ規定ニ拘ラズ高速旅客船(左表ノ区分ニ依リ其ノ最強速力ガ同表ニ掲グル値以上ノ旅客船ニシテ水中翼船ニ該当セザルモノ</p>	<p>(総トン数) 第一条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第四百四十四条、第四百四十六条の十二から第四百四十六条の十六まで、第四百四十六条の二十から第四百四十六条の二十七まで、第四百四十六条の二十九、第四百四十六条の三十及び第四百四十六条の四十三の規定を適用する場合には、おける総トン数は、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める総トン数とする。</p> <p>一 船舶のトン数の測度に関する法律(昭和五十五年法律第四十号。以下「トン数法」という。)第八条第一項の国際トン数証書又は同条第七項の国際トン数確認書の交付を受けている日本船舶 トン数法第四条第一項の国際総トン数</p> <p>二 四 (略)</p> <p>第九十七条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 前二項ノ規定ニ拘ラズ水中翼船ノ客席ハ立席ト為スコトヲ得ズ</p>

ヲ謂フ以下同ジ)ノ客席ハ寢台、坐席及立席ト為スコトヲ得ズ

総トン数	最強速力
二十トン以上五十トン未満	二十五ノット
五十トン以上百トン未満	三十ノット
百トン以上八百トン未満	三十五ノット

第九十八条 (略)

②・③ (略)

④ 水中翼船ノ椅子席ニハ前項ニ規定スルモノノ外衝撃ヲ受ケタル場合ニ於テ拘束力ヲ保持スルベルトニシテ管海官庁ノ適当ト認ムルモノヲ備フベシ

⑤ 高速旅客船ノ椅子席ニハ第三項ニ規定スルモノノ外衝撃ヲ受ケタル場合ニ於テ旅客ガ椅子席ノ前方ニ移動スル事ヲ防止スル為ノベルトニシテ管海官庁ノ適当ト認ムルモノヲ備フベシ

(操舵室^カの椅子席)

第九十五条の二十三の二 第九十八条第四項及び第五項の規定は、操舵室^カの椅子席について準用する。

(船橋からの視界等)

第九十五条の二十三の三 (略)

2 (略)

第九十八条 (略)

②・③ (略)

(船橋からの視界等)

第九十五条の二十三の二 (略)

2 (略)